

議案第 82 号

守谷市職員定数条例の一部を改正する条例

守谷市職員定数条例（昭和 53 年守谷町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 20 条第 2 項」を「第 26 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 11 月 25 日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
82 号	1

提案理由（議案第 8 2 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例中の引用箇所に条ずれが生じたため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
8 2 号	2

守谷市職員定数条例新旧対照表

改正	現行
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第26条第2項</u>の規定に基づき、議会、市長、教育委員会、農業委員会の事務部局に勤務する一般職の職員及び企業職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第20条第2項</u>の規定に基づき、議会、市長、教育委員会、農業委員会の事務部局に勤務する一般職の職員及び企業職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

議案	頁数
82号	3